

やまと事務所 News No. 65

今回の menu

I~II.保険料率の変更 III.法改正情報 IV.中小企業の現状と今後 V.建設業法等の改正
VI.建設業許可申請等の電子化 VII.顧問契約のご案内 VIII.インボイス制度の支援措置

I. 3月分からの社会保険料率が変わります（協会けんぽ）

◎健康保険料率・介護保険料率 3月分（主に4月に支給する給与）から変更となります

都道府県	健康保険料率	前年比	被保険者負担割合	介護保険料率 (被保険者負担割合)
千葉県	9.76%⇒9.87%	↑	49.35/1000	1.82% (9.1/1000) 前年比：↑
東京都	9.81%⇒10.00%	↑	50.00/1000	
埼玉県	9.71%⇒9.82%	↑	49.10/1000	
茨城県	9.77%⇒9.73%	↓	48.65/1000	

◎厚生年金保険料率 ⇒ 変更なし18.3%(被保険者負担割合9.15%)

II. 4月分からは雇用保険料率が再び引き上げとなります

◎雇用保険料率 4月分（主に5月に支給する給与）から変更となります



事業の種類	① 従業員負担分	② 事業主負担分	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

※従業員負担分も変わりますので、給与計算の際はご注意ください。

注目

<例>月額30万の給与の従業員(千葉県・一般の事業・45歳)の方ひとりにつき…
1か月あたり本人・事業主分ともに、(社会・雇用)保険料 735円の負担増となります。
従業員が10人いたとすると、事業主は今後1年間で88,200円の保険料増加となり、
事業主側の負担も増しています。また、従業員の給与の手取りが減ることになります。
1年前と比較すると雇用保険料のみで、およそ1.5倍の保険料引き上げとなっています。

III. 4月からの法改正情報について

- ・出産育児一時金の増額 … 42万円から50万円に増額されます。
- ・給与デジタル払い解禁 … 電子マネー等のデジタル給与支払いが解禁されます。
- ・中小企業の60時間超の割増賃金率の引き上げ
… 60時間超の割増賃金率が50%となります。詳しくは別紙をご参照ください。

IV. 中小企業のこれからを考える

今春の春闘、大手企業では満額を含む近年にない高い水準の回答が相次ぎニュースで大きく取り上げられています。「賃上げ」の言葉もあちこちで聞かれます。私たち中小企業にとってどのような影響があるでしょうか。よく耳にする言葉について確認しながら考えてみましょう。

☆働き方改革（主な政策）

- ・労働時間の上限規制・・・猶予されていた建設業・運輸業も 2024 年 4 月から。（下記参照）
- ・月 60 時間以上の残業に対する割増率を 50%以上に・・・**中小企業も 4 月から義務化**
- ・年次有給休暇の 5 日取得義務化・・・**できていますか？今後の労基署のチェックポイントです。**

☆2024年問題

建設業・自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が各々720時間、960時間に制限されること

☆2030年問題（人口・物流）

日本の人口の1/3が65歳以上となる / 物流の30%が運ばなくなる

☆価格転嫁（かかてんか）

原材料・人件費・光熱費のコスト上昇分を製品やサービス価格に上乘せすること

☆リスクリング

新しい知識やスキルを学ぶことで、異なる職務への転換や、新たな職務を掛け合わせた異なる分野への挑戦を促す取り組み

◆アフターコロナと働き方改革の結果

国の政策	具体的な変化	会社と労働環境どうなる？
景気回復・経済の活性化	最低賃金UP	人件費増
雇用調整助成金・補助金の余波	雇用保険料・社会保険料UP	法定福利費増
エネルギー・原材料高・円安への対応	物価高・光熱費高	販管費増
法整備（上限規制など）	労働時間の規制 年休5日義務化	売上減・働き手の収入減 人件費増
働き方の多様化や リスクリングの奨励	労働移動の活性化	主に中小企業の人手不足 および人員確保の業界格差

このようにみていくと、日本国民の生活をより豊かにしてくための様々な政策が、中小企業やそこで働く人々にとっては逆に厳しい状況をもたらしているとも言えるのではないのでしょうか。

では、これから中小企業はどのように舵をとっていったらよいのか。「**選ばれる企業になる**」ために、「自社の強みを持つ」「アピール力を鍛える」がキーワードのひとつになるのではと考えます。

自社の製品・サービスの質を上げる、そのための人材のレベルアップを辛抱強く続けること、その強みを上手に伝えることにより価格転嫁に結びつき、事業の存続につながるのではないのでしょうか。

当事務所も中小企業として同じ悩みを共有しながら、皆様のお役に立てるご提案をしていきたいと思っております。

V. 建設業法等の改正について(令和5年1月1日施行)

令和5年1月1日より建設業法の改正と経営事項審査の審査基準の一部が改正されましたので、ご紹介します。

○建設業法の改正について

近年の工事費の上昇を踏まえ、配置技術者等の金額要件が見直されました。()内は建築一式

	現行	改正
主任技術者及び監理技術者の専任を要する 請負代金額の下限(現場専任制度)	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
監理技術者の配置要件の下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)

○経営事項審査の審査基準(その他社会性(W))の改正について

建設業者によるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み等の状況が評価されるようになりました。

その他、改正内容は下記の通りです。

- ① ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
⇒くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定が加点対象に
- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
⇒建設キャリアアップシステムの活用状況が加点対象に
- ③ 建設機械の保有状況の改正
⇒災害対応力を適正に評価するために、ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車が加点対象に
- ④ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正
⇒エコアクション21の認証の取得状況が加点対象に



詳しくは当事務所までお問い合わせください。

令和5年度経審より

これまで建設業経理士等については、資格取得のみで加点が認められていましたが、下記の要件が追加されました。

- ◇ 1級または2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
 - ◇ 1級または2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
- 令和5年度(審査基準日が令和5年4月以降)の経審については、平成28年度以前に取得した者について登録経理講習の受講が条件になりますので、ご注意ください！

VI. 建設業許可・経営事項審査の電子申請が始まりました！

建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担の軽減と生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、建設業許可や経営事項審査の電子申請受付が令和5年1月10日より開始されました。(東京都・大阪府・兵庫県・福岡県は今後、参加予定)

電子申請できる手続きは下記の通りで、当事務所でも対応していく予定です。

- ◇ 建設業許可の新規申請、更新、許可換え、業種追加及び各種変更申請(決算報告、事業者の基本情報変更、専任技術者等)
- ◇ 経営事項審査、再審査申請、結果通知書等の電子送付

VII. 顧問契約のご案内

やまもと事務所は、顧問社労士として、健全な経営の維持・発展と働くみなさんが「働きやすさ」と「働きがい」を感じる職場であることをサポートいたします！

m e r i t

- ✓ 複雑な社会保険・労働保険の手続き業務や、労務管理に関する業務をやまもと事務所へ委託することにより、本業に専念していただけます。
- ✓ 定期的に最新の法改正情報を提供します。
- ✓ “ヒト”に関わることについて身近な相談相手となり、会社の労務管理をお手伝いします。

手続き顧問・相談顧問 (例) 人数 5名まで 月額顧問料 10,000 円～

顧問契約に含まれるもの

1. 雇用・社会保険の資格取得・喪失等各種手続き
2. 労働保険の年度更新等に関する手続き(労働保険番号1つまで)※2 つ目以降は別料金
3. 労災及び通勤災害、産前産後休業・育児休業等に関する手続き
4. 時間外・休日労働に関する協定届の作成届出(36協定)(1 事業場まで)※2 つ目以降は別料金
5. 雇用契約書等作成アドバイス、人事・労務管理に関する簡易な相談業務
6. 法改正などのお知らせ

顧問契約に含まれないもの

- 上記4を除く各種協定届の作成及び届出
- 雇用契約書等作成代行、給与計算・賞与計算・年次有給休暇管理
- 各種規程(就業規則、給与規程、その他諸規程)の作成・チェック及び届出
- 助成金申請に関する業務
- 調査立会い及び是正勧告書・指導票等についての作成・相談
- 人事・労務管理に関する考案を要する業務、従業員対象の教育指導・勉強会等

顧問契約の詳細については、やまもと事務所までご連絡ください！



VIII. インボイス制度の支援措置があります！



Q：インボイス登録期限の令和5年3月31日を過ぎてしまいましたか…



A：制度が開始される令和5年9月30日までに登録すれば大丈夫です。
その後でも制度を開始したい月の初日の15日前までに登録すれば大丈夫です。



Q：免税業者でしたが制度利用のために課税業者になりました。
何か緩和措置はありませんか？



A：売上高1000万円未満の場合、5年間は売上税額の2割の納税で済みます。
例) 売上高が税込770万円の場合、消費税は70万円。その20%の14万円です。
緩和措置の対象は、令和8年9月30日までに始まる事業年度です。

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>

【Instagram】https://www.instagram.com/office_yama

【MAIL】info@office-yama.jp

